



宮 崎 県 公 報

平成25年7月1日(月曜日) 第 2501 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…………… (“) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の休止…………… (“) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (“) 3	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 3	

○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更…………… (国保・援護課) 3
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 4
○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 4

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 4
○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の開催…………… (家畜防疫対策課) 5

企業局公営企業告示

○一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定…………… 5

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 6
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 6

雑 報

○宮崎県市町村職員共済組合の平成24年度決算の要旨…………… 7

告 示

宮崎県告示第 395号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すみ産婦人科医院	都城市東町3街区16号	平成25年5月1日
医療法人社団明恵会 早水公園クリニック	都城市早水町4503-16	平成25年5月1日
ハートデンタルクリニック	都城市天神町19街区21号	平成25年5月1日
出北小児科・内科	延岡市卸本町1-23	平成25年5月1日
おりた歯科クリニック	小林市堤字亀尾原3135-9	平成25年6月1日
ファン薬局 都城病院前	都城市祝吉町3丁目12-15	平成25年5月1日

宮崎県告示第 396号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
すみ産婦人科医院	都城市東町3街区16号	平成25年4月30日
早水公園クリニック	都城市早水町4503-16	平成25年4月30日
ハートデンタルクリニック	都城市天神町19街区21号	平成25年4月30日

宮崎県告示第 397号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社あおば	日向市原町4丁目1番13号	みかど薬局	東臼杵郡美郷町南郷区神門字長堀1082-1	平成25年6月1日
社会福祉法人常陽社会福祉事業団	都城市南横市町4000番地	短期入所生活介護 庄内の里	都城市庄内町8673番地	平成25年4月1日
株式会社都城ケアサービス	都城市志比田町7389番地	デイサービスセンター 志比田の里	都城市志比田町7389番地	平成25年5月1日
有限会社千寿会	福岡県嘉麻市鴨生 222番地 1	有限会社千寿会 わらべの里デイサービスセンター	都城市下長飯町1568番地	平成25年5月13日
有限会社みやらはら介護保険企画	延岡市高千穂通 4 番地 12	デイサービス花てまり	延岡市土々呂町5丁目2378番地	平成25年5月1日
株式会社三三	日南市吾田西一丁目4番28号	三三デイサービス	日南市大字星倉5158-2	平成25年5月1日
合資会社貴崇	日南市南郷町中村乙1884番地 4	ヘルパーステーション 貴崇	日南市南郷町谷之口字中河原2384番地 5	平成25年5月1日
合資会社貴崇	日南市南郷町中村乙1884番地 4	デイサービス 貴崇	日南市南郷町谷之口字中河原2384番地 5	平成25年5月1日
株式会社ふきのとう	日南市南郷町中村乙7051番地 401	訪問介護 ふきのとう	日南市南郷町中村乙7051番地 401	平成25年4月1日
合同会社ホーム原町	日向市原町二丁目4番6号	訪問介護事業所 えがお	日向市原町三丁目2-19 シティコーポ 1-A	平成25年5月2日
合同会社生活設計	西都市大字下三財1548	デイサービスのどか	西都市大字南方3309番	平成25年5月1日

	番地		地 4	
株式会社リハビリ・らいふ	北諸県郡三股町大字宮村2825番地 1	デイサービスセンター リハビリ・らいふ	北諸県郡三股町稗田40番地13	平成25年6月1日
株式会社耕智	児湯郡都農町大字川北16975番地 3	グループホーム ころみ	児湯郡都農町大字川北16975番地 3	平成25年5月1日
株式会社耕智	児湯郡都農町大字川北16975番地 3	ケアホーム ころみ	児湯郡都農町大字川北16975番地 3	平成25年5月1日

宮崎県告示第 398号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社 T M ルール	北諸県郡三股町大字蓼池 977番地 4	居宅介護支援事業所 ルール	都城市広原町11号 6 番地 1	平成25年5月20日
株式会社ふきのとう	日南市南郷町中村乙7051番地 401	居宅介護支援 ぶきのとう	日南市南郷町中村乙7051番地 401	平成25年4月1日
株式会社自然愛	児湯郡高鍋町大字蚊口浦6195番地 6	しゃちんぼの濱 居宅介護支援事業所	児湯郡高鍋町大字蚊口浦6195番地 6	平成25年5月10日

宮崎県告示第 399号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 つわぶき	都城市早鈴町8街区16号	ヘルパー ステーション つわぶき	都城市下水流町33 69番地1

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市下水流町3369番地 1	都城市早鈴町8街区16号	平成25年 4月15日

宮崎県告示第 400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
特定非営 利活動法 人いきい き会	東臼杵郡門川町須 賀崎4丁目48番地	いきいき 会居宅介 護支援事 業所	東臼杵郡門川町須 賀崎4丁目48番地

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
東臼杵郡門川町須賀崎4 丁目48番地	延岡市下伊形町6069番地	平成25年 5月15日

宮崎県告示第 401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定

により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成25年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
合同会社 つわぶき	都城市下水流町3369番 地1	居宅介護支 援事業所 つわぶき	都城市下水流町3369番 地1	平成25年 4月15日

宮崎県告示第 402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利 活動法人い いきき会	東臼杵郡門 川町須賀崎 4丁目48番 地	いきいきデ イサービス	東臼杵郡門 川町庵川西 5丁目20番 地	平成25年 4月8日

宮崎県告示第 403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成25年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東 義弘 (まいづる堂)	児湯郡高鍋町大字北高 鍋1331-3	平成25年4月15日

宮崎県告示第 404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び施術所の名称	所 在 地
江藤 健一 (みなと針灸整骨院)	日向市日知屋 16350-4 都ハイツ 101

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市日知屋 16350-4 都ハイツ 101	日向市江良町 3 丁目 52-2	平成25年 5 月 1 日

宮崎県告示第 405号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 7 月 1 日から平成25年 7 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 7 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
205	県道	向山日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字小原 968番7地先から同郡同町同大字字十二町 1039番24地先まで	旧	3.6 ~ 42.0	901.9
					9.2 ~ 39.6	264.0
			新	9.2 ~ 39.6	264.0	

宮崎県告示第 406号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第 5 項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 7 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	
宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 県庁内	社団法人宮崎県職員互助会	宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 県庁内	一般社団法人宮崎県職員互助会	平成25年 4 月 1 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年 7 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 プラッセだいわ小林店
 小林市大字細野字池の原1976番 1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
 鹿児島県薩摩川内市神田町10番12号
- 変更しようとする事項
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 開店時刻：午前 9 時30分 閉店時刻：午後 8 時
 (変更後) 開店時刻：午前 9 時 閉店時刻：午後10時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前 9 時から午後 8 時30分まで
 (変更後) 午前 8 時30分から午後10時30分まで
- 変更する年月日
 平成25年 6 月26日
- 上記 3 の変更に係るもの以外の事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
 鹿児島県薩摩川内市神田町10番12号
 ダイレックス株式会社 代表取締役 大鳥秀昭
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番14号
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 6,238㎡
 - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
 建物北側（駐車場No.1） 7台
 建物北東側（駐車場No.2） 52台
 建物屋上部（駐車場No.3） 93台
 合計 152台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
 建物西側 13台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
 建物北東側 64㎡
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 建物北東側 32.92㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2 箇所 建物敷地北西側 (駐車場No.1 及びNo.3)

1 箇所 建物敷地北東側 (駐車場No.2)

- ② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

6 届出年月日

平成25年6月18日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年7月1日から平成25年11月1日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成25年7月1日から平成25年11月1日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第 209号) 第16条第 2 項に規定する平成25年度の家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催期日

平成25年9月30日 (月曜日) から11月1日 (金曜日) まで

2 開催場所

西諸県郡高原町大字広原5066番地 宮崎県畜産試験場

3 家畜の種類

牛

4 受講申込手続

(1) 受講願書の受付期間

平成25年7月1日 (月曜日) から7月17日 (水曜日) まで

(2) 受講願書の提出先

最寄りの家畜保健衛生所

(3) 受講願書の提出

所定の受講願書に最近 3 箇月以内撮影の写真 (縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル) 2 枚を添付して提出すること。

5 受講手数料

35,000円 (受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 その他

- (1) テキストは、社団法人日本家畜人工授精師協会 (〒 135-0041 東京都江東区冬木11番17号インマビル17階 電話03-5621-2070 F A X 03-5621-2077) 発行の家畜人工授精講習会テキスト (家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編) を使用するのであらかじめ準備すること。

- (2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部家畜防疫対策課 (電話0985-26-7139) にす

ること。

企業局公営企業告示

宮崎県公営企業告示第 2 号

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例 (平成17年宮崎県条例第60号) 第12条第 2 項の規定により、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成25年7月1日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

1 指定管理者が管理を行う施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設
(2) 所在地 宮崎県児湯郡新富町大字新田字七俣2591番地
(3) 設置目的 県民の健康増進と福祉の向上に寄与すること

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 施設の利用に関する業務
(2) 施設 (附属設備を含む。) の維持及び保全に関する業務
(3) その他施設の運営に関する業務

4 指定管理者が行う管理の基準

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例第14条及び宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設管理規程 (平成17年企業局企業管理規程第16号) 第12条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

企業局長は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所若しくは事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体 (以下「団体」という。) であること。
(2) 法人にあっては、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
(4) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
(5) 会社更生法 (平成14年法律第 154号) の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法 (平成11年法律第 225号) の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係

者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理者候補者の選定に係る選定基準

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理運営に関する能力を有するものであること。

(5) 事業計画書の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先 宮崎県企業局総務課経営企画担当 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号 郵便番号 880-0803 電話番号 0985 (26) 9759

(2) 配布期間 平成25年7月1日から平成25年8月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限り、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。

(2) 提出期間 平成25年8月1日から平成25年8月30日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県企業局総務課経営企画担当 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号 郵便番号 880-0803 電話番号0985 (26) 9759

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年6月17日現在次のとおりである。

平成25年7月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

18,569人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

216,052人

宮崎県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年6月17日現在次のとおりである。

平成25年7月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊
東臼杵郡選挙区

8,345人

雑 報

宮崎県市町村職員共済組合公告

宮崎県市町村職員共済組合法定款第5条の規定に基づき、平成24年度決算の要旨を公告する。
平成25年7月1日

宮崎県市町村職員共済組合
理事長 河野利美

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財形
収 入	負担金	3,549,151	10,744,604		113,107	206,968					
	掛金	3,648,607	5,515,368			203,572					
	施設収入・商品売上						113,957				
	連合会交付金等	312,483			47,727				3,391		
	利息及び配当金	133		116,265	245	180	3	58,088	2	2	1
	その他の収入	1,331			10		15,359	20	113,634	65,015	
	他経理から繰入				20,951		165,800				
	前年度支払準備金	542,067									
計	8,053,772	16,259,972	116,265	182,040	410,720	295,119	58,108	117,027	65,017	1	
支 出	給付	3,485,168									
	役職員給与				97,243	44,855		18,712	3,538	19,907	
	旅費・事務費				3,160	11,124	956	1,954	1,076	3,846	
	商品仕入						237				
	委託費				2,369	10,641	71,138	448	100	1,626	
	支払利息			116,265			225	20,919	100,243	8,442	
	連合会払込金等	374,417				3,117			5,588		
	前期高齢者納付金	1,511,711									
	後期高齢者支援金	1,259,381									
	負担金等払込金		16,259,972		50,257						
	他経理へ繰入	20,951				150,000				15,800	
その他の支出	862,458			24,145	224,831	94,004	4,227	3,719	7,931		
次年度支払準備金	549,267										
計	8,063,353	16,259,972	116,265	177,174	444,568	166,560	46,260	114,264	57,552	0	
差引当期利益金又は当期損失金 (△)	△ 9,581	-	-	4,866	△ 33,848	128,559	11,848	2,763	7,465	1	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財形
資 産	流動資産	583,884	237,407	191,196	229,450	179,327	33,355	705,970	302,875	911,590	165
	固定資産			5,110,059	430	642	1,144,655	4,946,008	3,844,110		
	繰延資産					56			210		
	資産合計	583,884	237,407	5,301,255	229,880	180,025	1,178,010	5,651,978	4,147,195	911,590	165
負 債	流動負債	19,956	237,407		2,213	6,767	49,133	5,420,755	45	50,537	
	固定負債	549,267		5,301,255	102,522	25,958		22,505	4,103,554	583,747	
	負債合計	569,223	237,407	5,301,255	104,735	32,725	49,133	5,443,260	4,103,599	634,284	0
純 資 産	資本剰余金										
	利益剰余金	24,254			125,145	147,300	1,128,877	208,718	43,596	277,306	165
	欠損金	△ 9,593									
純資産合計	14,661	0	0	125,145	147,300	1,128,877	208,718	43,596	277,306	165	
負債・純資産合計	583,884	237,407	5,301,255	229,880	180,025	1,178,010	5,651,978	4,147,195	911,590	165	

--	--